

# 神奈川県労働保険指導協会だより

令和2年秋号

新型コロナウイルス感染症

p2

雇用保険の特例措置

**失業等給付**が手厚くなる場合があります

p3

事業主・労働者のための

**国の支援** (事業資金・労働環境改善)

p4~5

従業員の発症(疑い)に備えて

**新型コロナウイルス感染症のQ&A**

p6~7

施行日順の改正一覧表でチェック

事業主が押さえておきたい**労務関係の法改正**

p8

今月の深掘り知識

子の看護休暇・介護休暇

**時間単位の取得が可能**

p8

**社会保険に加入しましょう**

高齢労働者の  
雇用保険料の徴収を  
お忘れなく

令和2年第2期労働保険料の納期です  
納期限までにご納付をお願い致します

当会にて社会保険（健康保険・厚生年金）のお手続きをしております。詳しくは当会へ。

☎ **045-625-3616** (代)

会長の西村と所員がブログを更新しております。下記をご覧ください。  
「西村治彦の日記」 「西村社会保険労務士事務所だより」

# 社会保険に加入しましょう



経営者の方も  
所得補償のある労災保険  
に任意で加入すれば  
安心です。

## 労災保険

1人でも従業員を雇っていれば  
加入義務あり（強制）。当会の事業所様は、  
ご加入済みです。ただし、経営者の方のご  
加入は、別途申し込みが必要です（任意）。  
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。



## 厚生年金保険

- 法人  
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業  
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入  
（飲食業、理容業、等の一部の  
業種は任意加入）



## 雇用保険

31日以上引き続き雇用が  
見込まれ、  
1週間の所定労働時間が  
20時間以上の従業員（パート・アルバイト等を含む）  
を1人でも雇っていれば加入義務があります。

64歳以上の方の  
雇用保険料の  
徴収がスタート。



## 健康保険

- 法人  
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業  
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入  
（飲食業、理容業、等の一部の  
業種は任意加入）

健康保険・厚生年金保険の  
加入対象が段階的に広がります  
（詳細7ページ）



当会では **窓口一つで** 労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金のお手続きをしています

下記は顧問契約が必要です（料金別途）

健康保険・厚生年金のお手続き

就業規則や労使協定の作成及び届出

助成金の申請

労務相談

給与計算、等



### 社会保険労務士33名

西村治彦、原田淳也、杉山尚、  
齋藤正雄、橋本宗太郎、松浦良介、  
津久井美知子、塩島英和、西拓也、  
武藤真義、西村由希恵、武藤雅子、  
宮山隼輔、館野真一、山崎勝則、  
菱野義将、山崎千恵理、山本均、  
小山真史、有田公明、  
齋藤慎、沼田敦、内野大輔、  
竹内俊介、大代淳、榊原庄二、  
村野雅一、伊藤益弘、和泉智孝、  
林浩太、山本隆史、神長寛人、  
江本亜美

最高責任社会保険労務士事務所の所員と  
西村所長の個人ブログを公開中

西村社会保険労務士事務所だより

検索

西村治彦の日記

検索



詳しくは当会まで

☎ 045-625-3616

神奈川労働保険指導協会

検索



### 今月の深堀り知識

令和3年1月より「子の看護休暇・介護休暇が  
時間単位で取得できるようになります」が…

①有給ですか？無給ですか？

②仕事内容上、時間単位の取得が難しい  
のですが、どうしたらよいですか？

関連記事：直近の労務関係の法改正（7ページ）

A① 休暇を取得した場合、有給ですか？無給ですか？

労働者が、子の看護休暇・介護休暇を取得し  
て労務を提供しない日や時間について、事業主

が給与を支払う義務はありません。中には、失効年次有  
給休暇を利用する（失効年次積立制度）など、一定の範  
囲で有給としている企業もあります。休暇取得時の賃金  
の支払いの有無について、就業規則等に定めましょう。

A② 仕事の内容上、時間単位の取得が難しいのですが、  
どうしたらよいですか？

子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが  
困難な業務がある場合は、労使協定を締結することによ  
り、時間単位の休暇制度の対象からその業務に従事する  
労働者を除外することができます。困難な業務の範囲は、  
労使で十分に話し合ってください。

労使協定により時間単位での休暇取得ができないこと  
となった労働者であっても、引き続き半日単位での休暇  
取得を認めるように配慮をしましょう。



改正内容の詳細は、厚生労働省のホームページ  
をご覧ください。

改正点（令和3年1月～）

★時間単位の取得が可能になる  
（適用除外は労使協定が必要）

★全労働者が取得できるようになる  
（改正前は1日の所定労働が4時間  
以下は取得不可）